



希望のケルン

平成 29 年 5 月 10 日発行
藤沢町住民自治協議会
〒029-3405
一関市藤沢町藤沢字仁郷 12-5
電話:63-5515 Fax:63-5517
Mail: fujii@dontokoi-f.com
ホームページ URL: <https://dontokoi-f.com/>

平成 29 年度藤沢町住民自治協議会定期総会を開催



定期総会で挨拶をする千田会長

藤沢町住民自治協議会の平成 29 年度定期総会は 4 月 28 日、藤沢市民センター大会議室を会場に各自治会ならびに特別会員の代表者が列席し開催しました。藤沢市民センターの指定管理を受けて一年目の定期総会となりました。

最初に千田博会長が「昨年、藤沢市民センターの指定管理を受けて 1 年が経過し、手探りの中で創意工夫をしながら活動を総括し、迎える平成 29 年度、超高齢社会をむかえ、多種多様な課題に住民が解決に向けて活動しながら重要な役割を担うべく一関市と一緒に努力していきたい」と挨拶した。

さらに「地域の姿を住民みんなで、住みよい、誇りある藤沢地域を目指し、地域の課題を全体の課題として住民ひとりひとりが考え、参加できる運営をしていきたい」とも述べた。

その後、一関市議会を代表して藤沢地域選出の橋本周一氏が「指定管理を受けて 1 年が経過し、多種多様な事業が行われてきました。一関市においても少子高齢化には歯止めがかからない現状です。この課題に向けて住民の方々と協力しながら解決に向けて活動していきたい。」と話された。

その後、議長に佐藤洋幸氏（第 36 区自治会）が選任され、平成 28 年度の事業及び収支決算、平成 29 年度事業計画及び収支予算、ならびに「一関市への提言」について、原案通り承認されました。

また、任期満了に伴い役員の変更も行われ、新役員が選出されました。



定期総会の様子

平成 29 年度新役員の紹介

平成 29 年度藤沢町住民自治協議会定期総会において、任期満了に伴う役員の変更がありました。選任された新役員を紹介します。



再任された千田博会長

会 長	千 田 博	第 28 区自治会長	再任
副会長	熊 谷 幸雄	第 10 区自治会長	新任
副会長	葛 城 行将	第 18 区自治会長	再任
副会長	佐 藤 洋幸	第 36 区自治会長	新任

このほかに、理事 16 名、監事 2 名が選出され、全会一致で承認されました。



平成 29 年度「協働のまちづくり会議」が開催される

平成 29 年度協働のまちづくり会議は、4 月 28 日定期総会終了後、藤沢市民センター視聴覚室を会場に開催されました。

一関市役所藤沢支所長より、「藤沢町のまちづくりは長い歴史と実績がある。今後も地域課題について藤沢町住民自治協議会と一緒に解決に向けて取り組んでいきたい」と挨拶がありました。

今年度藤沢町住民自治協議会より、「一関市の協働のまちづくり推進への提言書」が藤沢支所長に手渡された。藤沢支所職員体制の紹介、各課から補助金申請等について説明がされた後、出席者と活発な意見交換がされました。



千田会長より「提言書」を受け取る千葉支所長

一関市への協働のまちづくり推進の提言

- 1. 事業名** 協働のまちづくり推進事業

現 状 自治会と地区協議会そして町協議会との3層の地域計画を作成し、毎年進捗状況と次年度の計画を立て、実現に向けた取り組みをしているところである。しかし、取り組むべき計画は住民のみでは実現できない状況にある。

課 題 藤沢地域づくり計画と一関市総合計画との整合性

事業内容 ①8支部ごとに情報交換の場の設定
②現状調査
- 2. 事業名** 定住・交流事業

現 状 少子高齢化社会により地域づくりや地域の活力にも影響がでてきているところである。地域の活力、豊かさを生み出すため、定住・交流と合わせ結婚対策の推進に取り組む必要がある。

課 題 人口減少の深刻化、地域活力の疲弊

事業内容 ①定住と交流の促進
②起業の推進と環境整備
③結婚支援
- 3. 事業名** 災害に強い町づくり

現 状 地域における防災活動の重要性を考え、自主防災組織を結成し、防災意識の高揚を図っている。しかし、近年、集中豪雨等の自然災害により大きな被害が発生して、当地域でも懸念される。

課 題 町内の治水対策の計画、時期が見通せない。

事業内容 ①水門建設（北上川・黄海川合流部）
②黄海川の堤防の嵩上げ

協働のまちづくり会議で下記の点について質問され、一関市より回答がありましたので報告します。

(質問) 自治会の集会施設の土地を個人から借用しているが、平成 27・28 年度に大きく固定資産税が上昇したと所有者より連絡があった。公共の施設として利用しているので減免等には該当しないのか。

(回答) 当該地と思われる集会施設の土地は、平成 27 年度において「山林」から「宅地」に評価替えされており、現状地目変更により宅地課税になった。

当該土地に係る減免について、所有者（個人）の方が、無償契約により自治会に土地を貸借している場合、集会所と使用している部分を申請により減免する事ができる場合がある。

※ 上記内容に該当し、申請を希望する場合は、一関市役所本庁税務課土地課税係
(電話 21-2111 内線 8254) にお問い合わせください。

